

保存版

# 水道の修繕工事のトラブル防止について

-安心して水道をご利用していただくために-

豊中市上下水道局

水道の修繕工事において、悪質業者や訪問販売などのトラブルによる苦情が、関係行政機関に寄せられています。お客さまに安全で安心して水道水をご使用していただけますよう、修繕工事等を依頼されるようなときに、ご利用ください。

## 1. 給水装置の維持管理について

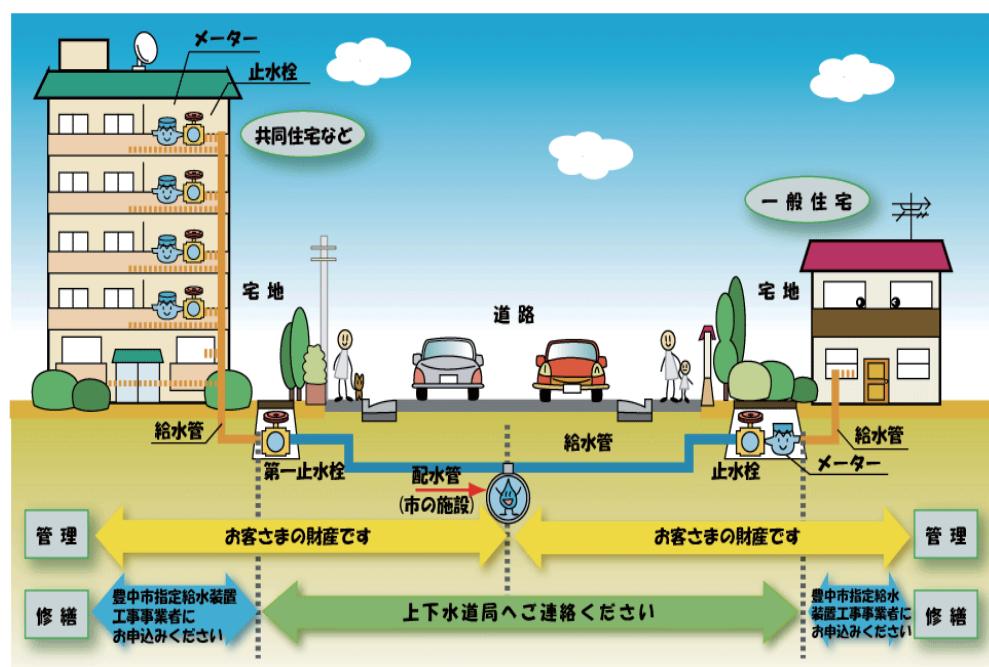
### ●給水装置の維持管理はお客さまです。

道路の下にある配水管から、分かれた給水管や蛇口・湯沸器などを「給水装置」といいます。給水装置はお客さまの財産ですので、維持管理はお客さまが行うこととなります。(下図参照) 宅地内の水道メーターより宅地側で漏水等があった場合は、「**豊中市指定給水装置工事事業者(指定工事業者)**」に修繕を依頼してください。

また、使っているときに水道水がいつもと違うと感じましたら、すぐに上下水道局にご連絡ください。

### ●道路漏水の修繕は上下水道局が行っています。

給水装置は、お客さまの財産です。しかし、道路部分で漏水があった場合には、大切な資源である水のムダ防止や修繕が困難でお金がかかるため、上下水道局が無料で修繕を行っています。



### ●上下水道局が行う無料修繕の範囲について。

- [1] 道路に埋設されている給水管の修繕
  - [2] 宅地内(メーターまたは第一止水栓まで)に埋設されている口径50ミリメートル以下の給水管の部分的かつ簡易な修繕
  - [3] 口径25ミリメートル以下の止水栓修繕
- (注意事項) (1) 無料修繕内容については、お客さまから上下水道局へ修繕のご依頼があったものに限ります。
- (2) 修繕に伴う宅地内の特殊な構造物(タイル舗装・植栽等)の復旧は、お客さまのご負担でお願いします。
- (3) お客さまの原因による破損の場合は、有料となります。

道路漏水修繕の相談・問い合わせは、水道維持課(昼夜間とも Tel 6858-2971)へ。

## 2. 修繕工事を依頼される前に

### ●給水装置の修繕工事等は、指定工事業者にご相談ください。

給水装置の工事は、水道法で定めた一定の要件を満たしている**指定工事業者**が行うこととなっており、指定を受けている業者等が、給水装置の工事を行うことはできません。



### ●悪質な訪問販売などに、ご注意を！

上下水道局の職員になりすましたり上下水道局からの指示だと偽るなどとして、浄水器や活水器などを売りつけたり、点検料等の名目で代金を請求する悪質な商法が増えています。修理を依頼したのに、不必要なリフォームなどを執ように勧める業者には気をつけてください。契約を迫られてもその場で約束しないで、家族や友人に相談するとか、複数の業者から見積りをとる、など慎重に対処しましょう。

### ●上下水道局は、このようなことは行っておりません！

- [1] 水道メーターを交換した際にお金をいただくこと。
- [2] お客様からご連絡がないのに、水質・水圧検査や給水管交換、水道メーター等の給水装置の点検を行うこと。
- [3] 浄水器や活水器などの訪問販売やレンタルのあっせんを行うこと。

指定給水装置工事事業者の相談・問い合わせは、給排水サービス課（TEL 6858-2961）へ。

### 3. 悪質業者・悪質商法にご注意を！

悪質な業者や悪質な商法が横行しています。たとえば、作業服を着たり腕章をつけたりして上下水道局の職員になりますし、水道メーターの検針や給水管の洗浄、給水用具の点検を行うと称して簡単な作業を行った後に高額な代金を請求するといった事例があり、それらの相談や苦情が関係行政機関に多く寄せられています。

みなさまのところに訪問者があった場合には、身分証明証などの提示を求めてください。また、不審に思われたときは、すぐに**次の相談窓口**にご連絡ください。

#### 相談窓口

##### 上下水道局給排水サービス課

月～金曜日（祝日除く）

午前8時45分～午後5時15分 TEL 6858-2961

年末年始（12月29日～1月3日）を除く

##### 生活情報センターくらしかん

月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 TEL 6858-5070

上下水道局では、お客さまからのご依頼のない水質検査などは、一切行っておりません。



上下水道局から依頼されて水質検査にきました

ホントの目的は販売

1



こんな水を飲んでると体に害が…

2

水道水には、安全性を確保するために塩素が入っています。そのため検査といって薬を入れて、変色するのは消毒用の塩素と反応したもので、安全な水といえます。



ダメ！

4

この浄水器を取り付ければ安心ですよ…



上下水道局では、浄水器や活水器などのあっせんなどは、一切行っていません。工事を行う際には、事前に次のことを確認しましょう。

①指定工事業者、②見積り料金、③工事内容

見積りをとらないと高額請求のトラブルが発生するおそれがあります。トラブルには未然防止が大切です。心配に思ったり、トラブルが発生した際には、すぐにご相談ください。

#### ●クーリングオフとは？

クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、本当に必要なかどうか冷静に考える期間を設けた制度です。一定の期間内であれば書面によって申込みの撤回や契約の解除することができます。分からないことや困ったことがあった場合は、**生活情報センターくらしかん**へお電話ください。

③

※このリーフレットは、平成21年6月厚生労働省健康局通知の「給水装置工事の適切な施工とトラブル防止について」及び同年6月日本水道協会発行の「水道水の安全のために」を参考に作成しました。